

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8 年から 50 年

工作物 3 年から 50 年

物品 3 年から 15 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

職員の退職給付に備えるため、本年度末における退職手当の自己都合要支給額に相当する金額から岩手県市町村総合事務組合への負担金累計額を控除した金額を計上しています。

④ 履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じています。

② 修繕費と資本的支出の区分基準

修繕料として支出を行ったものは、原則、修繕費として計上しています。ただし、資本形成に資すると個別に判断したものについては、資本的支出に計上しています。

2. 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3. 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4. 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるものは、次のとおりです。

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する事象はありません。

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当する事象はありません。

5. 追加情報

(1) 対象範囲

① 一般会計等財務書類

一般会計

② 全体財務書類

一般会計等財務書類及び国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計（保険事業勘定）、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）、後期高齢者医療特別会計

なお、全体財務書類の対象については、全て全部連結しています。

③ 連結財務書類

全体財務書類及び大船渡地区消防組合、大船渡地区環境衛生組合、気仙広域連合、岩手県沿岸南部広域環境組合、岩手県市町村総合事務組合、岩手県後期高齢者医療広域連合、岩手県沿岸南部広域環境組合

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲の差異

一般会計等と普通会計の対象範囲の差異はありません。

(3) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられており、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって会計年度末の係数としています。

(4) 財務書類の表示金額単位

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額に齟齬が生じる場合があります。

(5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.0	—

(6) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額・・・6,727 千円

(7) 繰越事業に係る将来の支出予定額・・・・・・・・・・ 50,178 千円

(8) 基金借入金（繰替運用）

基金借入金はありません。

(9) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額・・・・・・・・・・ 4,991,468 千円

(10) 地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素

標準財政規模	・ ・ ・ ・ ・ 3,457,450 千円
元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	・ ・ ・ 558,285 千円
将来負担額	・ ・ ・ ・ ・ 6,131,129 千円
充当可能基金額	・ ・ ・ ・ ・ 5,855,956 千円
特定財源見込額	・ ・ ・ ・ ・ 152,466 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	・ ・ ・ ・ ・ 4,141,249 千円

(11) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。正数であれば余剰分として、負数であれば不足分を表しています。

(12) 基礎的財政収支

① 一般会計等

業務活動収支	1,084,590 千円
（うち支払利息支出）	(12,695 千円)
投資活動収支	△809,978 千円
基礎的財政収支	274,612 千円

② 全体

業務活動収支	1,200,684 千円
（うち支払利息支出）	(27,110 千円)
投資活動収支	△820,937 千円
基礎的財政収支	379,747 千円

③ 連結

業務活動収支	1,237,627 千円
（うち支払利息支出）	(28,257 千円)
投資活動収支	△820,864 千円
基礎的財政収支	416,763 千円

(13) 一時借入金

資金収支計算上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 ・ ・ ・ ・ ・ 600,000 千円

(14) 重要な非資金取引

重要な非資金取引はありません。